



参考資料

# 令和6年度第1回茨木市こども育成支援会議

事務局説明資料

# 茨木市次世代育成支援行動計画（第4期）

♣ 計画期間 令和2～6年度（5年間）

♣ 計画の位置づけ

「第5次茨木市総合計画」 → 6つのまちの将来像うちの一つ

「次代の社会を担うこども達を育むまち」の実現のための分野別計画

♣ 包含している計画

「次世代育成支援行動計画」（次世代育成支援対策推進法・任意）

「子ども・子育て支援事業計画」（子ども・子育て支援法・義務）

「ひとり親家庭等自立促進計画」（母子及び父子並びに寡婦福祉法・任意）

「子ども・若者計画」（子ども・若者育成支援推進法・任意）

「子どもの貧困対策計画」（子どもの貧困対策推進法・任意）



# 計画（第4期）の構成

第1章 計画策定にあたって

第2章 第3期計画の総括

第3章 計画の構想

基本理念&施策展開の考え方

第4章 次世代育成支援施策の展開 ……ライフステージごとに施策を展開

「ひとり親家庭等自立促進計画」「子ども・若者計画」は第4章で包含

第5章 子どもの貧困対策

第6章 子ども・子育て支援事業の推進



# 計画（第4期）の骨子

## ♣ 基本理念

「未来を創る子ども・若者が地域とともに成長するまち“いばらき”

『子どもの最善の利益』が実現される社会をめざして」

## ♣ 施策の推進に係る考え方

①妊娠・出産期 ②就学前期 ③小・中学校期 ④青年・若者期の4つのステージに分け、支援が途切れることがないように計画的に取り組むべき施策や事業を定め、推進する。



# 計画（第4期）の骨子

## ♣ 視点

- ・社会全体で子育て家庭や子ども・若者を支援出来る環境づくり
- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる環境づくり
- ・社会的な支援が必要な子ども・家庭が安心できる環境づくり

## ♣ その他

- ・「ひとり親家庭等自立促進計画」は社会的支援が必要な子ども・家庭が安心できる環境づくりの中の「ひとり親家庭への支援」に位置づけ。
- ・「子ども・若者計画」はライフステージの「青年・若者期」に位置づけ。



# 子ども・子育て支援計画（第6章）

♣ 策定必須（子ども・子育て支援法とそれに基づく基本指針）

♣ 教育・保育提供区域設定の考え方

- ① 子育て家庭の利用希望等を踏まえて「量の見込み」を設定すること。
  - ② 設定した「量の見込み」を確保するために方策を定めること。
- 「量の見込み」を定める単位として「教育・保育提供区域」の設定が必要。



# 子ども・子育て支援計画（第6章）

♣ 本市の教育・保育提供区域設定は？

中央・東・西・南・北ブロックの5区域を設定

※教育・保育施設の配置状況、こどもの人口、施設の定員等のバランスを考慮

→この5ブロックを基本に量の見込みと、その確保の内容、その時期を決める。





# 量の見込みの設定が必要な事業

(教育・保育)

- ・1号認定・・・3～5歳 保育の必要性なし、教育ニーズあり
- ・2号認定・・・3～5歳 保育の必要性あり
- ・3号認定・・・0～2歳 保育の必要性あり

(地域子ども・子育て支援事業)

利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業など 13事業

量の見込みの設定方法

- ♣ 就学前児童及び就学児童の保護者を対象としたニーズ調査
- ♣ 国が示している手引き
- ♣ 本市の利用実績等を勘案





# 次世代育成支援施策の展開（第4章）

## ◆ 策定任意（次世代育成支援対策推進法・任意）

この計画に位置付けた各取組・事業は、毎年PDCAによる総括を行っている。

→次回のこども育成支援会議で審議予定



# 子どもの貧困対策計画（第5章）

## ♣ 策定任意（子どもの貧困対策推進法・任意）

国の「子供の貧困対策に関する大綱」等を踏まえ、こどもの進学率や不登校率など、こどもの貧困に関する指標を設定。

→これをもって、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価する。

